

岐阜県公報

第二千八百九十五号
平成二十九年十一月七日

(火曜日)

目次

告 示

海津都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 六五二^{ページ}

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(収用委員会) 六五一

公 示

平成二十八年年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定辞退

平成二十九年年度採石業務管理者試験合格者

木曾川地域森林計画の案の縦覧

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

公共測量の実施

岐阜県収用委員会の審理の開始

(市町村課)	六五三
(保健医療課)	六五四
(同)	六五五
(商工政策課)	六五五
(林政課)	六五五
(同)	六五六
(同)	六五六
(同)	六五六
(用地課)	六五七
(収用委員会)	六五七

告 示

岐阜県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
海津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成四年一月二十四日から
平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年十一月七日

裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一級河川木曾川水系揖斐川改修工事（岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市南濃町安江字河原南地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県海津市南濃町太田字町通

地番	公簿	地目	積 (m ²)	収用しようとする土地の面積 (m ²)
	現況	公簿		
二番二	宅地	宅地	一九・八三	九・五九
				七三・〇二

(注) 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
加藤 武	岐阜県海津市南濃町太田六〇一番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
加藤 菊夫	岐阜県海津市南濃町太田二番地	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権

中部電力株式会社 代表取締役社長 野 哲	愛知県名古屋市中区東新町一番地	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権
西日本電信電話株式会社 岐阜支店 支店長 徳升良 弘	岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目三番地	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十九年十月十二日

岐阜県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会
会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一級河川木曾川水系揖斐川改修工事（岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市南濃町安江字河原南地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県海津市南濃町太田字町通

地番	公簿	地目	積 (m ²)	収用しようとする土地の面積 (m ²)
	現況	公簿		
一番一	畑	宅地	一九	四九・五五
				四九・五五

四 (注) 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。
土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
不明。ただし、 （亡）林繁男（登記簿氏名 林茂男）法定相続人（持分不 明） 相続人 児島 美里	愛知県春日井市二子町二丁目二番地一 リアス二子山公園八〇一号
相続人 松長 香里	愛知県名古屋市中川区露橋二丁目二九番一四号
相続人 柴田 文美	愛知県岡崎市柱町字南屋敷三七番地五
相続人 林 英規	愛知県豊橋市東幸町字東明五七番地の一
相続人 林 恵美	愛知県名古屋市中区東又兵衛町三丁目一番地の四
相続人 清水 よしみ	愛知県名古屋市中区豊田五丁目五番一八号 真栄 マンション道徳四〇一号
相続人 林 正男	愛知県刈谷市司町六丁目一六番地二一
相続人 遠藤 壽子	福島県白河市和尚壇山二番地一一六
相続人 山田 一夫	愛知県名古屋市中区千種区南明町二丁目六五番地 サ ンパーク南明町三〇四号
又は 加藤 菊夫	岐阜県海津市南濃町太田二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
加藤 菊夫	岐阜県海津市南濃町太田二番地	土地に関する所有権以外の 権利の存否不明。ただし、 土地所有者が（亡） 林繁男法定相続人の場合 は、使用借権
加藤 榮治	岐阜県海津市南濃町太田二番地	土地に関する所有権以外の 権利の存否不明。ただし、 権利が存する場合、 使用借権

中部電力株式
会社 代表取
締役社長 勝
野 哲
愛知県名古屋市中区東新町一番地
土地に関する所有権以外
の権利の存否不明。た
だし、権利が存する場合、
使用借権

六 裁判手続の開始を決定した年月日
平成二十九年十月十二日

公 示

平成二十八年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四
項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三條
第三項前段の規定による県内市町村の平成二十八年度の決算に基づく健全化判断比率及
び資金不足比率に係る報告の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 健全化判断比率
平成28年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
(単位：%)

市 町 村 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐 阜 市			4.6	
大 垣 市			0.9	15.6
高 山 市			9.0	
多 治 見 市			- 1.6	
関 市			4.8	
中 津 川 市			9.9	22.7
美 濃 市			11.2	49.4

瑞浪市				4.2	
羽島市				5.8	24.8
恵那市				7.1	13.3
美濃加茂市				6.4	
土岐市				5.1	
各務原市				1.6	
可児市				-0.5	
山県市				15.6	32.1
瑞穂市				1.5	
飛騨市				13.0	
本巣市				4.7	27.8
郡上市				12.9	45.0
下呂市				12.8	0.8
海津市				11.0	61.4
岐南町				3.7	
笠松町				5.9	95.2
養老町				7.9	82.3
垂井町				3.9	13.8
関ヶ原町				12.9	62.4
神戸町				6.4	50.0
輪之内町				4.3	16.6
安八町				12.4	89.8
揖斐川町				7.0	
大野町				1.3	
池田町				7.7	78.9
北方町				10.9	59.5

坂祝町				5.3	
富加町				10.6	
川辺町				11.2	
七宗町				11.3	
八百津町				9.1	
白川町				11.3	2.3
東白川村				10.2	21.8
御嵩町				7.1	
白川村				1.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合)は、「J」と表記している。

2 資金不足比率
県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足はないため、算出される資金不足比率はない。

県民自立医療医療機関の指定

健康者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指月日
国民健康保険飛騨市こどものこころクリニック	飛騨市古川町若宮二丁目一番六〇号	精神通院	平成 二〇一 一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 定
まるみはなの木薬局	中津川市淀川町三八ルビット タウン中津川一階	精神通院	平成 二九・二・〇

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 定
にしむすび訪問看護ステーション	岐阜市雄総桜町四丁目三番地 コーポリバーサイド三〇二号 室	精神通院	平成 二九・二・一
まつなみ訪問看護ステーション	羽島郡笠松町田代一八五番地一	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 定
遠藤薬局	岐阜市上土居七五一六	精神通院	平成 二九・〇・四
訪問看護ステーション ハビネス	各務原市鷺沼三ツ池町二二八 二二二	同	平成 二九・〇・一五
シルクケア岐阜訪問看護 リハビリステーション	岐阜市清本町一〇丁目一〇番地	同	平成 二九・九・三〇

竹内クリニク
岐阜市向加野二丁目一六番二九号
平成
二九・〇・五

V・drug 高山中
央薬局
岐阜市昭和町三一四五
平成
二九・九・三〇

アサヒ調剤薬局北一色
店
岐阜市北一色六丁目三番一四
平成
二九・九・三〇

まるみはなの木薬局淀
川店
中津川市えびす町一六九六番一
同
平成
二九・二・九

平成二十九年探石業務管理者試験合格者

探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十九年探石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
一	二	六
一〇	一七	二二
三〇	三四	三六
四四		

以上一〇名

木曾川地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課
縦覧期間	平成二九・一一・七から 同 二二・七まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課
縦覧期間	平成二九・一一・七から 同 二二・七まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦覧期間	平成二九・一一・七から 同 二二・七まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県郡上農林事務所林業課
縦覧期間	平成二九・一一・七から 同 二二・七まで

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦 覧 期 間	平成二九・一一・七から 同 二二・七まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年十月二十七日から
平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

中津川市、瑞浪市、恵那市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（現地測量、道路台帳附图）

三 作業期間

平成二十九年十月二十七日から
平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

瑞浪市

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事件名

平成二十九年岐収委第一号及び第二号収用事件「一級河川木曾川水系揖斐川改修工事（岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市南濃町安江字河原南地内まで）」

三 期日
 平成二十九年十一月三十日(木) 午前十時三十分から

四 場所
 岐阜市数田南二丁目一番一号
 岐阜県庁二階大会議室

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会
 会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称
 国土交通大臣

二 事件名

平成二十九年岐収委第三号及び第四号収用事件「一級河川木曾川水系揖斐川改修工事(岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市南濃町安江字河原南地内まで)」

三 期日
 平成二十九年十一月三十日(木) 午前十時五十分から

四 場所
 岐阜市数田南二丁目一番一号
 岐阜県庁二階大会議室

平成二十九年十一月七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社